

平成 29 年 1 月 31 日 (火)

川西文化会館 サークル室

# 川西町事業所向け説明会 (介護予防・日常生活支援総合事業)

奈良県国民健康保険団体連合会

介護保険課

## I. 総合事業の請求について

### ①インターネット請求・I SDN請求について

I D、パスワードについては変更されません。変更届出等の提出をしていただく必要はありません。

請求データ作成ソフトのメーカーに総合事業の請求に対応しているか確認をしていただきますようお願いします。

サービスコードについては別途契約が必要な場合やデータのインストールが必要なケースもあるのでソフト販売元に確認していただきますようお願いします。

### ②磁気媒体での請求について

磁気媒体についても、届出の必要はありません。1枚のCD・FDに介護保険と総合事業のデータを保存して頂いても問題はありません。

請求データ作成ソフトのメーカーに対応しているかの確認をしていただきますようお願いします。

サービスコードについては別途契約が必要な場合やデータのインストールが必要なケースもあるのでソフト販売元に確認していただきますようお願いします。

### ③帳票での請求について

様式は「奈良県国保連合会ホームページ」もしくは「ワムネット」から入手できます。

総合事業での様式は「様式1-2」「様式2-3」をご使用ください。

(様式1-1、様式2-1、様式2-2を使用して総合事業を請求した場合「返戻」となりますのでご注意ください)

平成30年4月以降は特段の理由がない限り帳票での請求は出来ません。帳票にて請求をしている事業所については、なるべく早く磁気媒体もしくは伝送への移行をご検討いただきますようお願いします。

図1 介護給付費明細書の種類

様式番号	介護サービス	様式番号	予防サービス	様式番号	総合事業サービス
様式第二	11：訪問介護 12：訪問入浴 13：訪問看護 14：訪問リハ 15：通所介護 16：通所リハ 17：福祉貸与 31：療養管理 71：夜間訪問介護 72：認知症型通所 73：小規模多機能 76：定期巡回随時 77：複合型看小 81：特別給付	様式第二の二	61：予防訪問介護 62：予防訪問入浴 63：予防訪問看護 64：予防訪問リハ 65：予防通所介護 66：予防通所リハ 67：予防福祉貸与 34：予防療養指導 74：予防認知通所 75：予防多機能 81：特別給付	様式第二の三	A1：訪問型みなし ※ A2：訪問型独自 ※ A3：訪問型定率 ※ A4：訪問型定額 ※ A5：通所型みなし ※ A6：通所型独自 ※ A7：通所型定率 ※ A8：通所型定額 ※ A9：生活配食定率 ※ AA：生活配食定額 ※ AB：生活見守定率 ※ AC：生活見守定額 ※ AD：生活・他定率 ※ AE：生活・他定額 ※
様式第三	21：短期生活	様式第三の二	24：予防短期生活		
様式第四	22：短期老健	様式第四の二	25：予防短期老健		
様式第五	23：短期医療	様式第五の二	26：予防短期医療		
様式第六	32：認知症型	様式第六の二	37：予防認知症型		
様式第六の三	33：特定施設 36：地域特定施設	様式第六の四	35：予防特定施設		
様式第六の五	38：認知症型短期	様式第六の六	39：予防認知短期		
様式第六の七	27：特定施設短期 28：地域特定短期				
様式第七	43：居宅支援	様式第七の二	46：予防支援	様式第七の三	AF：予防ケアマネ ※
様式第八	51：福祉施設 54：地域福祉施設				
様式第九	52：老健施設				
様式第十	53：医療施設				

注：■は、地域密着型サービス  
※は、平成27年4月以降

・総合事業（A1・A5）に関するサービスコード表のダウンロードについて

1. トップページ「google カスタム検索」に「**介護保険**」「**サービスコード**」と入力し「検索」ボタンを押してください。



2. 検索結果に「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（**確定版**）（平成27年3月…）」とあるのでクリックします。



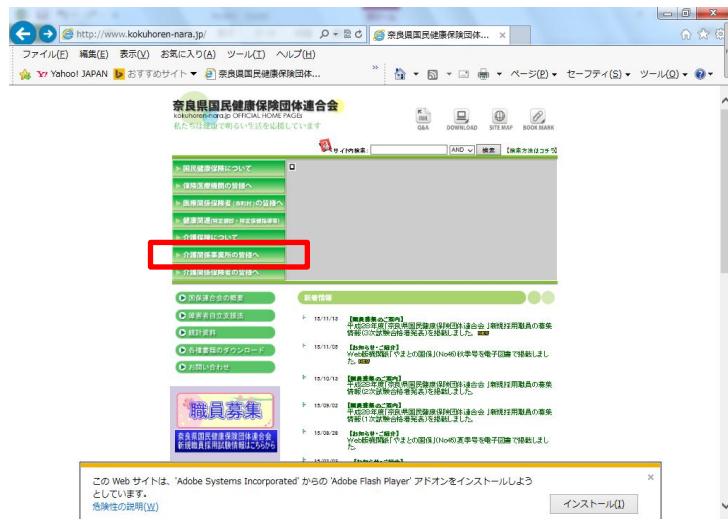
3. 「II 介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料」の「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（平成27年3月31日事務連絡）」の「資料5 介護予防・日常生活支援総合事業費単位数等サービスコード表（修正なし）」をダウンロードしてください。



・市町村独自サービスに関するサービスコードについては、指定保険者に入手方法をご確認いただきますようお願いします。

- ・請求書様式のダウンロードについて  
(奈良県国民健康保険団体連合会ホームページの場合)

1. トップページ「[介護関係事業所の皆様へ](#)」をクリックします。



2. 「介護関係事業所の皆様へ」のページが表示されたら、下にスクロールすると様式が表示されますので必要なデータをダウンロードしてください。

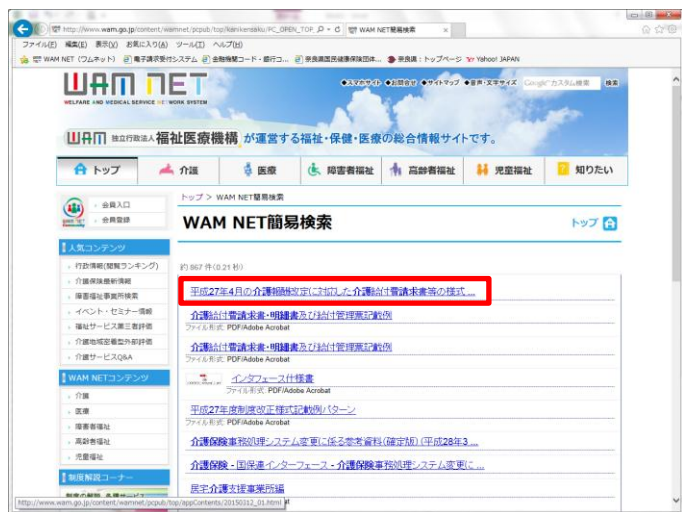


- 請求書様式のダウンロードについて (WAMNET の場合)

1. トップページ「google カスタム検索」に「介護保険」「請求明細書」を入力し「検索」ボタンを押してください。



2. 検索結果に「平成 27 年 4 月の介護報酬改定に対応した介護給付費請求書等の様式について」とあるのでクリックします。



3. 様式のあるページに移行できます。  
(様式については必ず「平成 27 年度 4 月の介護報酬改定に対応した・・・」のページに掲載されているファイルをご使用ください)



## 2. 連合会から送付する各種帳票について

### ① 返戻及び支払いに関する帳票について

国保連合会より送付いたします帳票について、介護保険（支援）と総合事業について出力が分かれる帳票と共通で出力される帳票がございます。詳細は以下の表のとおりとなっています。

図2 連合会から送付する帳票について

No	内容	出力	事業	帳票名	送付時期	帳票イメージ			
1	返戻（保留）理由に関する帳票	別々	介護	請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表	請求月の 月末	P. 7			
			総合	介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表					
2	請求書と決定金額との差を示した帳票	別々	介護	介護保険審査決定増減表		請求月の 月末	P. 8		
			総合	介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表					
3	減点に関する帳票	別々	介護	介護保険審査増減単位数通知書			請求月の 月末	P. 9	
			総合	介護予防・日常生活支援総合事業審査増減単位数通知書					
4	過誤の決定に関する帳票	別々	介護	介護給付費過誤決定通知書情報（事業所分）				請求月の 月末	P. 10
			総合	介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（事業所分）					
5	再審査の決定に関する帳票	別々	介護	介護給付費再審査決定通知書					請求月の 月末
			総合	介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報					
6	支払の決定に関する帳票	共通	共通	介護給付費等支払決定額通知書	請求月の 翌月18 日ごろ				
7	支払金額の内訳に関する帳票	別々	介護	介護給付費等支払決定額内訳書		P. 13			
			総合	介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書					
8	支払内容の詳細に関する帳票	共通	共通	事業所別審査状況一覧		P. 14			
9	処遇改善加算支払に関する帳票	共通	共通	介護職員処遇改善加算総額のお知らせ		P. 15			



1. 返戻（保留）理由に関する帳票

※介護保険

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	999999999
------------	-----------

平成27年5月 審査分

平成27年5月31日

1頁

事業所（保険者）名	〇〇事業所
-----------	-------

〇〇〇国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 <small>特定入所者介護費等</small>	事由	内 容	備 考
999999 〇〇市	000000001 シムツギ+1	サ	H27.4	43	9901	500	B	サービスコード：当該サービス情報は単位数表無	14PB

※ 種別：サ…サービス計画費請求明細書、 請…請求明細書、 給…給付管理票  
 ※ サービス項目等：審査エラーによる返戻のうち、明細情報と特定入所者情報のエラーにはサービス項目コード、特定情報のエラーには識別番号が出力されます  
 ※ 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業所から給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。 SHDL01(7411)

※総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表

事業所番号	9070050014
-------	------------

平成27年5月 審査分

平成27年5月31日

1頁

事業所名	□□□事業所
------	--------

〇〇〇国民健康保険団体連合会

保険者番号 保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目	単位数	事由	内 容	備 考
900000 〇〇市	000000001 ヒホツツキ+1	請	H27.4	A1		1.000	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留
900000 〇〇市	000000002 ヒホツツキ+2	請	H27.4	A1		1.000	B	様式番号：同月と同じ請求明細書を提出済	ANN2

※ 種別： 請…請求明細書、 ケ…介護予防ケアマネジメント費請求明細書  
 ※ サービス項目：審査エラーによる返戻のうち、明細情報のエラーにはサービス項目コードが出力されます  
 ※ 備考の保留は、当月審査分において介護予防支援事業所から給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。 SHDL03(7431)



## 2. 請求書と決定金額との差を示した帳票

### ※介護保険

事業所番号		介護保険審査決定増減表										平成27年5月31日
990000001												1 頁
事業所名		〇〇〇国民健康保険団体連合会										
保険者番号	サービス提供年月	請求差		返戻		査定増減		保留分		保留復活分		備考
		件数	金額 特定入所者介護費等	件数	単位数 特定入所者介護費等	件数	単位数 特定入所者介護費等	件数	単位数 特定入所者介護費等	件数	単位数 特定入所者介護費等	
990001	H27.3	/	/	2	1,000							
990001	H27.4	/	/	2	1,000							
990002	H27.4	/	/	2	1,000							
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
合計		8	4,500	6	3,000							

※1 この表は請求のあった介護給付費のうち、審査決定に際し、請求書と請求明細書の積上げとの差、返戻、査定増減、保留のあったものについて通知するものです。  
 ※2 保留復活分については、前月まで保留されていたものが、復活したものです。  
 ※3 下段は特定入所者介護サービス費等です。

SHL01 (7211)

### ※総合事業

事業所番号		介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表										平成27年5月31日
9070050014												1 頁
事業所名		〇〇〇国民健康保険団体連合会										
保険者番号	サービス提供年月	請求差		返戻		査定増減		保留分		保留復活分		備考
		件数	金額	件数	単位数	件数	単位数	件数	単位数	件数	単位数	
900001	H27.4	/	/	2	2,000	1	-80	0	0	0	0	
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
		/	/									
合計		-2	-2,080	2	2,000	1	-80	0	0	0	0	

※1 この表は請求のあった介護予防・日常生活支援総合事業費のうち、審査決定に際し、請求書と請求明細書の積上げとの差、返戻、査定増減、保留のあったものについて通知するものです。  
 ※2 保留復活分については、前月まで保留されていたものが、復活したものです。

SHL05 (7231)

### 3. 減点に関する帳票

#### ※介護保険

#### 介護保険審査増減単位数通知書

平成27年 5月31日

1 頁

〇〇〇国民健康保険団体連合会  
〇〇〇審査委員会

事業所番号 90102123XX

平成27年5月 審査分

事業所名 □□□事業所

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内 容	違 格 事 項
000420XX	1420770010 氏名 カコ	H27.4	11	1111	-100	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数( 1000単位) 請求単位数( 1100単位)	
000420XX	1420770020 氏名 カコ	H27.4	12	1111				
000420XX	1420770020 氏名 カコ	H27.4	12	1112				
000420XX	1420770020 氏名 カコ	H27.4	12	1211	-300	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数( 1800単位) 請求単位数( 2100単位)	

#### ○事由記号の内容

上限審査分		出来高分	
記号	内 容	記号	内 容
A	給付管理票に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当規程に反するもの
		G	前記の外、不適當、不必要と認められるもの

SHGL01 (7311)

#### ※総合事業

#### 介護予防・日常生活支援総合事業審査増減単位数通知書

平成27年 5月 31日

1 頁

〇〇〇国民健康保険団体連合会  
〇〇〇審査委員会

事業所番号 9070050014

平成27年 5月 審査分

事業所名 □□□事業所

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内 容	違 格 事 項
900001	000000001 氏名 カコ+H01	H27.4	A1	1111	-80	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数( 1000) 請求単位数( 1080)	

#### ○事由記号の内容

上限審査分		査定分	
記号	内 容	記号	内 容
A	給付管理票に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当規程に反するもの
		G	前記の外、不適當、不必要と認められるもの

SHGL02 (7321)

#### 4. 過誤の決定に関する帳票

##### ※介護保険

### 介護給付費過誤決定通知書（平成27年5月取扱分）

平成27年 5月 31日

事業所番号	事業所名
9000050014	□□□事業所

過誤申立てについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

平成27年 6月 1日

1頁

〇〇国民健康保険団体連合会

証記載保険者番号 保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	過誤申立事由	単位数 (特定入所者介護費等)	保険者負担額 (公費負担額)	備 考
〇〇市 900000	ヒキコサキ 0000000001	H27.3	訪問介護	訪問通所明細 請求誤り	-25.048	-225.432	

		件数	単位数※1 (費用額)	保険者負担額
合計	介護給付費 特定入所者介護費等	-1	-25.048	-225.432

※1 特定入所者介護サービス費等の場合は金額が印字される SLHL01 (7611)

##### ※総合事業

国保連合会 → 事業所

### 介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書（事業所分）（平成27年6月取扱分）

平成27年 5月 31日

事業所番号	事業所名
90A000010	総合事業事業所 1

過誤申立てについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

平成27年7月1日

1頁

〇〇国民健康保険団体連合会

証記載保険者番号 保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	過誤申立事由	単位数	保険者負担額 (公費負担額)	備 考
〇〇市 900010	ヒキコサキ 0000000001	H27.4	訪問型独自	総合事業明細 請求誤り	-500	-4,500	
〇〇市 900010	ヒキコサキ 0000000002	H27.4	訪問型独自	総合事業明細 給付管理票取消	-600	-5,400	

		件数	単位数	保険者負担額 (公費負担額)
合計	総合事業費	-2	-1,100	-9,900

SLHL21 (7641)

## 5. 再審査の決定に関する帳票

### ※介護保険

平成27年 5月 31日

#### 介護給付費再審査決定通知書（平成27年5月取扱分）

平成27年 6月 1日  
1頁  
〇〇〇国民健康保険団体連合会  
〇〇〇審査委員会

事業所番号 9000050014	事業所名 〇〇〇事業所
---------------------	----------------

審査委員会において再度審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

証記載保険者番号 証記載保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	再審査 申立事由	再審査 結果コード	当初請求単位数 原審単位数	申立単位数	決定単位数	調整単位数	保険者負担額	備考
900000	0000000001	H27.3	訪問介護	通常サービス給付内容疑義	02	120 100	120	120	20	180	
〇〇市	シネシヤ+1										

合計	介護給付費	再審査申立（請求）			再審査決定			調 整			再審査結果コード 01:原審減1 02:増(全部増) 03:減(全部減) 04:増(一部増) 05:減(一部減)
		件数	単位数	保険者負担額	件数	単位数	保険者負担額	件数	単位数	保険者負担額	
		0	120	1,080	0	120	1,080	0	20	180	SLHL04(7621)
	高額介護サービス費										

### ※総合事業

国保連合会 - 事業所

#### 介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書（事業所分）（平成27年6月取扱分）

平成27年 5月 31日

審査委員会において再度審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

平成27年7月1日  
1頁  
〇〇〇国民健康保険団体連合会  
〇〇〇審査委員会

事業所番号 90A0000010	事業所名 総合事業事業所1
---------------------	------------------

証記載保険者番号 保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	再審査申立事由	当初請求単位数	原審単位数	決定単位数	調整単位数	保険者負担額 (公費負担額)
900010	0000000002	H27.4	訪問型みなし	給付管理票 実績修正	3,000	1,000	3,000	2,000	18,000
〇〇市	ヒネカシ+2								

合計	総合事業費	再 審 査 決 定			調 整		
		件数	単位数	保険者負担額 (公費負担額)	件数	単位数	保険者負担額 (公費負担額)
		0	3,000	30,000	0	2,000	18,000

SLHL24(7651)

## 6. 支払の決定に関する帳票

※介護保険・総合事業共通

〒 000-0000 奈良県〇〇市〇〇町 1-1-1  〇〇事業所 〇〇 太郎	様
---	---

### 介護給付費等支払決定額通知書

平成28年12月 審査分として下記金額を支払決定  
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	2970123456
-------	------------

金額	1,500,000
----	-----------

〇〇銀行

〇〇支店

平成29年1月27日  
奈良県国民健康保険団体連合会

振込金額内訳	
介護給付費支払額	1,000,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査費委託料	0
消費税	0
介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	500,000
電子証明書発行手数料 (消費税を含む)	0
介護給付費等合計	1,500,000

SIBL01 (7513)

## 7. 支払の決定に関する帳票

### ※介護保険

国保連合会 → 事業所

### 介護給付費等支払決定額内訳書

平成27年6月18日

事業所番号	事業所名
990000001	××事業所

平成27年5月 審査分

1頁

〇〇国民健康保険団体連合会

保険者番号 (公費負担者 番号)	サービス 提供年月	サービス 種類名	審 査 決 定				保険者(公費負担者) 負担金額 (特定入所者介護費等)	備 考
			件 数	日数 (回数) 日 (回)	単 位 数  単 位	金 額  円		
00990001	H27.3	居宅介護支援	5 0	5 0	1,000	10,000 0	9,000 0	
00990001	H27.4	居宅介護支援	10 0	10 0	2,000	20,000 0	18,000 0	
審査決定	介護サービス費 特定入所者介護費等		15 0	15 0	3,000	30,000	27,000	
過誤調整	介護サービス費 特定入所者介護費等		0 0		0	0	0	
支払決定	介護サービス費 特定入所者介護費等		15 0	15 0	3,000	30,000	27,000	

※1. 下段は特定入所者介護サービス費等です。

※2. 特定入所者介護サービス費等の件数、日数は再掲です。

※3. 単位数、金額、保険者(公費負担者)負担金額(特定入所者介護費等)の各欄は介護保険給付と公費給付の合算です(生保単独を除く)。

S10L01(7521)

※4. 過誤調整の内訳については、介護給付費過誤決定通知書、介護給付費再審査決定通知書に記載しています。

### ※総合事業

国保連合会 → 事業所

### 介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書

平成27年5月 審査分

平成27年6月18日

事業所番号	事業所名
90A000010	総合事業事業所1

1頁

〇〇国民健康保険団体連合会

保険者番号 (公費負担者番号)	サービス 提供年月	サービス種類名	審 査 決 定				保険者(公費負担者) 負担金額	備 考
			件 数	日数 (回数) 日 (回)	単 位 数  単 位	金 額  円		
00900010	H27.4	訪問型独自	15	135	52,500	525,000	472,500	
審査決定	総合事業費		15	135	52,500	525,000	472,500	
過誤調整	総合事業費		0	0	0	0	0	
支払決定	総合事業費		15	135	52,500	525,000	472,500	

※過誤調整の内訳については、介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書、介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書に記載しています。

S10L21(7551)

8. 支払金額の内訳に関する帳票

※介護保険・総合事業共通

事業所別審査状況一覧表

平成27年1月19日  
1頁  
新札幌区障がい福祉課保健福祉課

平成27年 12月審査分

事業所番号	2970123456	事業所ジャンル	2970123456	事業所ジャンル	サービス提供年月	サービス提供番号	介護保険種別	介護保険種別	請求単位数	決定金額	決定金額	請求単位数	決定金額	決定金額	介護給付費	介護給付費	公費1負担額	公費1負担額	合計	合計
201511	292000	0000000001	*** **	21	9,994	102,308	92,077	0	0	16,800	0	0	0	0	0	0	0	0	107,937	107,937
201511	292000	0000000002	*** **	51	6,783	90,201	81,180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81,180	81,180
201511	292000	0000000003	*** **	21	10,417	107,607	96,846	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96,846	96,846
201511	292000	0000000004	*** **	51	27,963	287,180	268,462	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	268,462	268,462
201511	292000	0000000005	*** **	51	21,352	219,285	197,356	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197,356	197,356
201511	292000	0000000006	*** **	15	7,575	77,795	70,015	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70,015	70,015
201511	292000	0000000007	*** **	51	27,963	287,180	268,462	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	268,462	268,462
201511	292000	0000000008	*** **	45	3,588	36,951	33,255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,255	33,255
201511	292000	0000000009	*** **	51	23,459	240,923	216,830	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216,830	216,830
201511	292000	0000000010	*** **	21	8,386	86,627	77,964	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,964	77,964
201511	292000	0000000011	*** **	51	7,559	77,630	69,867	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69,867	69,867
201511	292000	0000000012	*** **	A1	1,224	12,754	11,478	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,478	11,478
201511	292000	0000000013	*** **	51	27,550	282,938	254,644	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	254,644	254,644
201511	292000	0000000014	*** **	21	3,976	36,954	33,255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,255	33,255
201511	292000	0000000015	*** **	15	11,466	117,602	106,877	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106,877	106,877
201511	292000	0000000016	*** **	15	11,466	117,602	106,877	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106,877	106,877
新札幌区障がい福祉課																				
保健福祉課																				
介護保険課																				

事

事業所番号 2970123456  
事業所ジャンル 事業所サンプル

サービス提供年月	サービス提供番号	証書記載保険者番号	被保険者番号	被保険者氏名	サービス種類	請求単位数	決定単位数	決定金額	介護給付費	公費1負担額
201511	292000	0000000001	*** **	*** **	21	9,904	9,904	102,308	92,077	0
201511	292000	0000000002	*** **	*** **	51	8,783	8,783	90,201	81,180	0
201511	292000	0000000003	*** **	*** **	21	10,417	10,417	107,607	96,846	0
201511	292000	0000000004	*** **	*** **	51	27,963	27,963	287,180	268,462	0
201511	292000	0000000005	*** **	*** **	51	21,352	21,352	219,285	197,356	0
201511	292000	0000000006	*** **	*** **	15	7,575	7,575	77,795	70,015	0
201511	292000	0000000007	*** **	*** **	51	27,963	27,963	287,180	268,462	0
201511	292000	0000000008	*** **	*** **	45	3,588	3,588	36,951	33,255	0
201511	292000	0000000009	*** **	*** **	51	23,459	23,459	240,923	216,830	0
201511	292000	0000000010	*** **	*** **	21	8,386	8,386	86,627	77,964	0
201511	292000	0000000011	*** **	*** **	51	7,559	7,559	77,630	69,867	0
201511	292000	0000000012	*** **	*** **	A1	1,224	1,224	12,754	11,478	0
201511	292000	0000000013	*** **	*** **	51	27,550	27,550	282,938	254,644	0
201511	292000	0000000014	*** **	*** **	21	3,976	3,976	36,954	33,255	0
201511	292000	0000000015	*** **	*** **	15	11,466	11,466	117,602	106,877	0
201511	292000	0000000016	*** **	*** **	15	11,466	11,466	117,602	106,877	0



9. 処遇改善加算支払に関する帳票

※介護保険・総合事業共通

〒 634 - 0000

奈良県橿原市大久保町302-1

介護介護保険事業所保険事業所

様

介護職員処遇改善加算総額のお知らせ

平成27年11月審査分の介護職員処遇改善加算の加算総額(保険給付分)は、右のとおりですので、お知らせいたします。

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、介護職員処遇改善加算の額(加算の単位数×単位数単価)を記載しています。
- 2 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

事業所番号	2970123456
-------	------------

加算総額	884,030
------	---------

平成27年 6月18日

平成28年 1月19日  
奈良県国民健康保険団体連合会

<サービス種類別の介護職員処遇改善加算の金額>

サービス種類	加算額	サービス種類	加算額	サービス種類	加算額
11 訪問介護	47,813	39 予防認知短期	0	79 複合型看小短	0
12 訪問入浴	0	51 福祉施設	610,010	A1 訪問型みなし	15,266
15 通所介護	95,289	52 老健施設	0	A2 訪問型独自	0
18 通所リハ	0	53 医療施設	0	A5 通所型みなし	1,670
21 短期生活	111,588	54 地域福祉施設	0	A6 通所型独自	0
22 短期老健	0	61 予防訪問介護	1,166		
23 短期医療	0	62 予防訪問入浴	0		
24 予防短期生活	1,228	65 予防通所介護	0		
25 予防短期老健	0	66 予防通所リハ	0		
26 予防短期医療	0	68 小多機能短	0		
27 特定施設短期	0	69 予防小多機能短	0		
28 地域特定短期	0	71 夜間訪問介護	0		
32 認知症型	0	72 認知症型通所	0		
33 特定施設	0	73 小規模多機能	0		
35 予防特定施設	0	74 予防認知通所	0		
36 地域特定施設	0	75 予防多機能型	0		
37 予防認知症型	0	76 定期巡回随時	0		
38 認知症型短期	0	77 複合型看小	0	合計	884,030

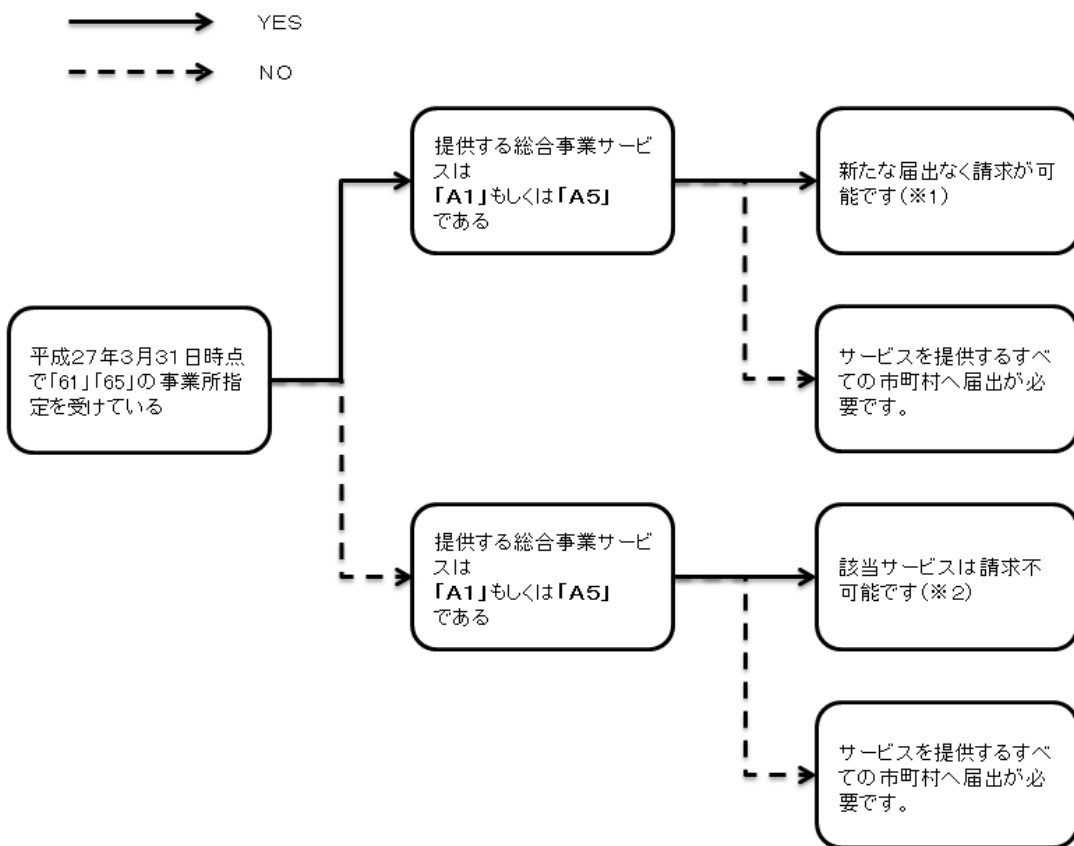
2970123456

### 3. その他

#### ① サービス提供開始日や提供する総合事業サービスによって届出が必要なケースがあります（全事業所対象）

平成27年3月末時点で「61：予防訪問介護」もしくは「65：予防通所介護」の事業所指定を受けている事業所に関しては、「A1」「A5」のみなし事業として指定がされているため、届出をすることなく「A1」「A5」の提供を行うことができます。しかし、平成27年4月以降に「61：予防訪問介護」もしくは「65：予防通所介護」の事業所指定を受けた場合や「A1」「A5」以外の総合事業を提供する場合、総合事業実施保険者に対し事業所指定の届出をしていただく必要がありますのでご注意ください。（介護保険最新情報 Vol. 427 P3 参照）

また、市町村によっては「A1」「A5」を実施していない市町村もございます。（例：檀原市では「A5：通所型みなし」ではなく、「A7：通所型独自」を実施されています）事業所が該当サービスを実施しているか、その市町村で該当サービスが提供できるかを確認していただきますようお願いします。



※1：みなし指定の有効期間については、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とするが、市町村が平成27年4月までにその有効期間を定めた場合には、6年を超えない範囲でその定める期間とすることができるとされています。

※2：「A1」「A5」については平成27年3月31日時点で「61」「65」の事業所指定を受けている事業所のみ提供が可能です

## ②みなし事業所の4月1日以降の変更届の提出について（全事業所対象）

平成27年3月31日時点で訪問介護・通所介護のサービス提供をしている事業所については、総合事業該当サービス（A1・A5）の「みなし事業所」として登録がされています。平成27年4月1日以降、平成30年3月末までの事業所届出内容の変更があった場合については、奈良県（奈良市の事業所の場合は奈良市）へ「61：予防訪問介護、65：予防通所介護」の変更届出を提出すれば「総合事業（A1：訪問型サービスみなし、A5：通所型サービスみなし）」についても届出内容の変更がされます。

ただし、市町村独自事業（A1・A5以外の総合事業サービス）については、各市町村に届出が必要となります。

平成30年4月以降については、総合事業のサービスを提供するすべての市町村に対し届出が必要になります。

	平成27年4月1日以降、平成30年3月末まで	平成30年4月以降
みなしサービス（A1・A5）	奈良県へ提出	原則は廃止 ※1
総合事業サービス（A1・A5以外の総合事業サービス）	サービス提供を行うすべての市町村	

※みなし指定の有効期間については、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とするが、市町村が平成27年4月までにその有効期間を定めた場合には、6年を超えない範囲でその定める期間とすることができる。（施行規則附則第31条）

平成27年6月5日 老発0605 第5号 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン P135「みなし指定の有効期間」より

## ③総合事業の対象公費について（全事業所対象）

介護保険では対象であっても、総合事業では対象外となっている公費が多数ありますのでご注意ください。「58：特別対策（障害者施策）「全額免除」のように現行相当サービスは公費対象となっていますが、独自サービス（A3、A4）が対象外になっているケースがございますのでご注意ください。参考資料として「介護給付費請求書等の記載要領について別表2」をつけていますので請求時にはご注意ください。よろしくお願いいたします。

④給付管理票の事業所区分について（地域包括支援センター対象）

給付管理票の事業所区分について、総合事業サービスの場合は「6：総合事業」を設定していただきますようお願いします。

業種介護保険区分		13 要支援2		委託した場合	
居宅サービス支給限度基準額(訪問通所・短期入所支給限度額)		10,473 単位 月・日		委託先の支援事業所番号	
限度額適用期間		平成28年 8月 ~ 平成29年 7月		委託先の支援事業所名	
				介護支援専門員番号	
限度額管理期間における前月までの給付計画日数					
0					
居宅サービス事業者事業所名	事業所番号	指定/基準該当/地域密着	サービス種類		給付計画単位数(日数)
			名称	サービス	
株式会社	2970400000	1 指定サービス	介護予防福祉用具貸与	67	200
介護ステーション	2971000000	6 総合事業	訪問型サービス(独自/定率)	A3	900

⑤事業所の開始年月にご注意ください（地域包括支援センター、委託を受けられる居宅支援事業所対象）

「3.その他 ①」にも記載しておりますが、平成27年3月31日時点で訪問介護・通所介護のサービス提供をしている事業所については、「みなし事業所」として総合事業該当サービス（A1・A5）の登録がされていますが、平成27年4月以降にサービスを開始された事業所については市町村への届出が必要になります。

ケアプランを作成する際、サービス提供事業所がいつから該当サービス（61：予防訪問介護、65：予防通所介護）を提供しているかにご注意ください。平成27年4月以降にサービス提供を開始されている場合は、総合事業の届出を市町村に提出しているかどうか（また、総合事業該当サービスの生活保護の指定を受けているかどうか）の確認をお願いします。届出のない事業所が給付管理票に含まれている場合返戻となります。

⑥月遅れの請求時にご注意ください（全事業所対象）

月遅れ請求がある場合、総合事業開始月とサービスコードにご注意ください。総合事業開始月前の請求にもかかわらず、総合事業の請求をした場合は返戻になります。総合事業の開始月が市町村により異なる為、開始月の確認を必ずしてください。

⑦総合事業のサービスコードの入手方法について（全事業所対象）

「A1」「A5」のサービスコードについては、全国共通となっております。サービスコード表の入手方法については、本資料P3をご参照ください。（システム設定用のファイルについてはソフトメーカーにご確認ください。）「A1」「A5」以外のサービスコードについては、市町村ごとで単価設定等が異なる為、市町村に入手方法をご確認いただきますようよろしく申し上げます。

⑧ 総合事業サービス市町村や事業所によって提供できるサービスが異なるケースがあります（全事業所対象）

総合事業の地域単価は、A1・A5については現行サービスと同じ単価（事業所所在地の単価）となりますが、A2～A4及びA6～A8については市町村所在地に地域単価もしくは10円のどちらかが設定されますのでご注意ください。（下図参照）

介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方

No.	サービス種類	地域単価設定の考え方 ※1	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
1	訪問型サービス	A1:訪問型サービス(みなし)	事業所所在地における地域区分の単位数単価を設定する	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
		A2:訪問型サービス(独自) A3:訪問型サービス(独自/定率) A4:訪問型サービス(独自/定額)	市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる ※2	10円 又は 11.40円	10円 又は 11.12円	10円 又は 11.05円	10円 又は 10.84円	10円 又は 10.70円	10円 又は 10.42円	10円 又は 10.21円	10円
2	通所型サービス	A5:通所型サービス(みなし)	事業所所在地における地域区分の単位数単価を設定する	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円
		A6:通所型サービス(独自) A7:通所型サービス(独自/定率) A8:通所型サービス(独自/定額)	市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる ※2	10円 又は 10.90円	10円 又は 10.72円	10円 又は 10.68円	10円 又は 10.54円	10円 又は 10.45円	10円 又は 10.27円	10円 又は 10.14円	10円
3	その他の生活支援サービス	A9:その他の生活支援サービス(配食/定率) AA:その他の生活支援サービス(配食/定額) AB:その他の生活支援サービス(見守り/定率) AC:その他の生活支援サービス(見守り/定額) AD:その他の生活支援サービス(その他/定率) AE:その他の生活支援サービス(その他/定額)	市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価のいずれかを選択できる なお、基本的には10円となるが、訪問サービス及び通所サービスを一体的に行うサービスを提供する場合等は、10円以外の単価が設定されることを想定している ※2、3	10円 (又は 10.90円 又は 11.10円 又は 11.40円)	10円 (又は 10.72円 又は 10.88円 又は 11.12円)	10円 (又は 10.68円 又は 10.83円 又は 11.05円)	10円 (又は 10.54円 又は 10.66円 又は 10.84円)	10円 (又は 10.45円 又は 10.55円 又は 10.70円)	10円 (又は 10.27円 又は 10.33円 又は 10.42円)	10円 (又は 10.14円 又は 10.17円 又は 10.21円)	10円
4	介護予防ケアマネジメント	AF:介護予防ケアマネジメント	市町村が事業所所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる ※3	10円 又は 11.40円	10円 又は 11.12円	10円 又は 11.05円	10円 又は 10.84円	10円 又は 10.70円	10円 又は 10.42円	10円 又は 10.21円	10円

※1 1つのサービス種類ごとに1つの地域単価を設定すること。

※2 地域単価に10円を設定する場合は、市町村が都道府県經由連合会に送付する事業所台帳(指定・基準該当等サービス台帳)の地域区分に「その他」を設定すること。

※3 連合会システムにおいては、地域単価は地域区分により決定する単価以下であれば正常とする。同じ地域区分に複数の単位数単価が存在する場合、当該地域区分の最大の単価が登録され、その値以下であれば正常とする。

例) その他の生活支援サービスの1級地であれば、11.40円が登録され、11.10円又は10.90円又は10円が記載されても正常とする。

介護予防ケアマネジメントの2級地であれば、11.12円が登録され、10円が記載されても正常とする。



⑨ 要介護認定等申請期間中の総合事業利用に係る整理（全事業所対象）

総合支援および要支援（１・２）から変更申請や更新申請で要介護になった場合の請求方法についてはガイドラインのP112に記載されています。総合事業から要介護になった場合と要支援（１・２）から要介護になった場合では異なる請求方法になりますのでご注意ください。

老発 0605 第 5 号平成 27 年 6 月 5 日 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」 P112～113 抜粋

- (11) サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担
- チェックリストと介護予防ケアマネジメントによりサービスを利用できる時期と、要支援認定又は要介護認定の時期がずれる場合におけるサービスに要した費用の支払は、表 17 のように整理する。
- (留意事項)
- 介護予防ケアマネジメントに関する費用の支払について  
要介護等認定を受け、結果が要支援 1・2 の場合、予防給付からのサービス利用があれば、予防給付の介護予防ケアマネジメントの介護報酬が支払われることになり(国保連合会支払)、要支援認定を受けていない事業対象者(申請をしていない者や申請はしたが非該当となった者)又は要支援認定は受けたが総合事業によるサービス利用のみの場合にあっては、総合事業から介護予防ケアマネジメントの費用が、市町村から支払われることになる。
  - サービス事業に関する費用の支払について  
要介護等認定を受け、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、認定結果が要介護 1 以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるものとする。
  - 事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取り扱う。

表 17 要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係

	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当・事業対象者	全額自己負担	給付分は全額自己負担 介護予防ケアマネジメントも含めた事業分は事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給
要支援認定	予防給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防給付より支給 事業分は、事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給
要介護認定	介護給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は、介護給付より支給 事業分は、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給	介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給

(注) 上記は、それぞれの指定を受けていることが前提。

《要介護認定等申請期間中の総合事業利用に係る整理》

1. 事業対象者が要介護等認定申請をした場合



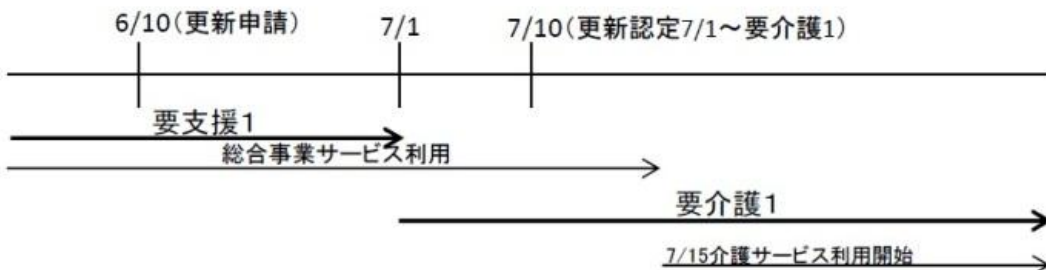
○この場合、介護サービス利用開始前(8/19)までの総合事業利用については事業により支給される。

2. 要支援者が更新申請を行った場合(認定結果が要支援である場合)



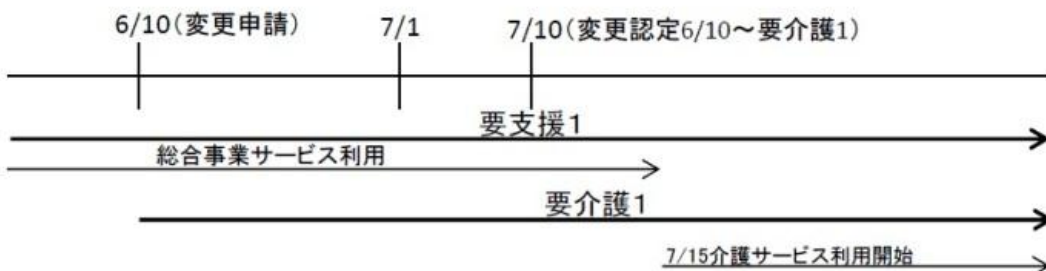
○この場合、引き続き、総合事業利用については事業により支給される。

3. 要支援者が更新申請を行った場合(認定結果が要介護である場合)



○この場合、7/1～7/14の総合事業利用については事業により支給されない。(全額自己負担)  
ただし、総合事業利用前に基本チェックリスト該当者となっている場合は、事業対象者として、7/1～7/14の総合事業利用についても事業により支給される。

4. 要支援者が区分変更申請を行った場合(認定結果が要介護である場合)



○この場合、6/10～7/14の総合事業利用については事業により支給されない。(全額自己負担)  
ただし、総合事業利用前に基本チェックリスト該当者となっている場合は、事業対象者として、6/10～7/14の総合事業利用についても事業により支給される。



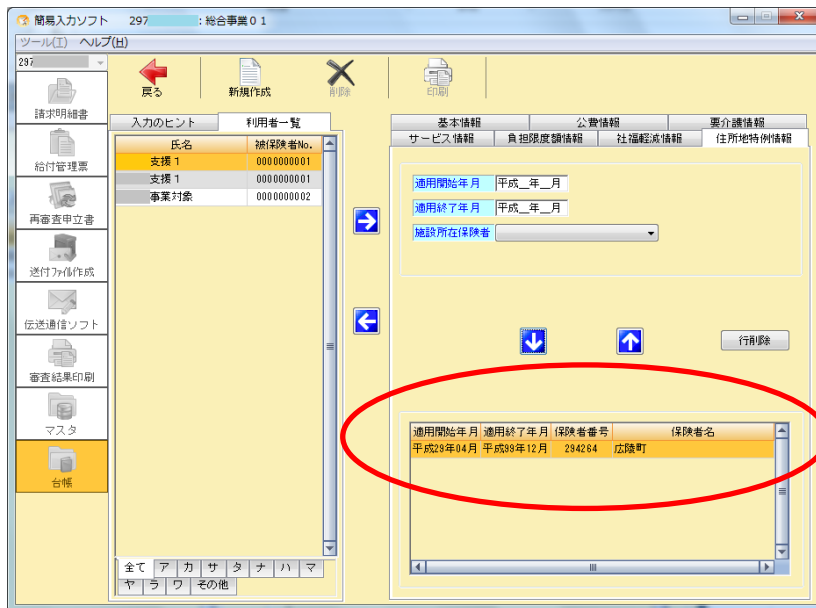
⑩ 住所地特例者の請求にご注意ください（全事業所対象）

請求明細書にサービス内容を記載していただく際、「61：予防訪問介護」「65：予防通所介護」のサービスコードについては「給付費明細欄」に記載をいただきますが、住所地特例者の総合事業を請求する場合は、「事業費明細欄（住所地特例対象者）」に記載していただく事となりますのでご注意ください。伝送や磁気媒体で請求されている場合、住所地特例者の設定が必要となりますのでご注意ください。

※住所地特例以外の場合（帳票イメージ）

開始年月日		平成	年	月	日	中止年月日		平成	年	月	日	
事業費明細欄	サービス内容	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数		公費分回数	公費対象単位数		摘要	
	訪問型サービスⅠ	A	1	1	1	1	1	6	8			
	通常は「事業費明細欄」に記載。											
	住所地特例者が総合事業を利用された場合は「事業費明細欄（住所地特例対象者）」に記載。（事業費明細欄には記載は不要）											
事業費明細欄 （住所地特例対象者）	サービス内容	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数		公費分回数	公費対象単位数		保険者番号	摘要
	訪問型サービスⅠ	A	1	1	1	1	1	6	8		29****	
①サービス種類コード ／②名称		A	1									
③サービス実日数		8	日		日		日		日			

※国保中央会の簡易入力ソフトでの設定箇所（他のソフトについてはメーカーにご確認ください。）



介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（平成27年3月31日事務連絡）

資料 8②介護給付費請求書等の記載要領について別表2 より

別表2 保険優先公費の一覧（適用優先度順）

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、医療機関の介護予防短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費並びに介護老人保健施設の短期入所療養介護、介護老人保健施設の介護予防短期入所療養介護及び介護保健施設サービスにかかる特別療養費
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「更生医療」	身体障害者に対する更生医療（リハビリテーション）	15	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、医療機関の介護予防通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様（医療全般）	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て
5	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）「特定医療」	特定の疾患のみ	54	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	同上	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある（※）	同上
9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知）「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医療	88	医療手帳、被害者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護保健施設サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
10	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護保健施設サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
11	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について（平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知）「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護保健施設サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）

12	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）「指定疾病に係る医療」	指定疾病に係る医療	66	石綿健康被害医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護保健施設サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
13	特別対策（障害者施策）「全額免除」	障害者施策利用者への支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）
14	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）
15	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）
16	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）「介護支援給付」	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象サービス	25	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象と同様
17	生活保護法の「介護扶助」	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象と同様

※ ただし、保険料滞納による介護給付等の額の減額分については公費負担しない。





## 過誤申立依頼書(総合事業)

保険者名 (市町村)	2	9																
被保険者番号																		
被保険者氏名																		
サービス提供年月	平成		年		月		分											
事業所番号	2	9																
事業所名																		
電話番号	( )		-															
FAX番号	( )		-															
担当者名																		

※該当する様式番号と申立理由番号を○で囲んで下さい。

### ・様式

区分	様式	サービス種類	明細書様式
総合事業	10	訪問型サービス 通所型サービス 生活支援サービス	様式第2-3

### ・申立理由

申立理由番号	申立理由
02	請求誤りによる実績取り下げ
99	その他事由による実績の取り下げ( )

### ・備考

--